

平成30年 6月 4日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

守田工業株式会社 石川県羽咋郡宝達志水町小川貳108番地

2 指名停止期間

平成30年6月4日から平成30年7月3日まで (1箇月)

3 指名停止理由

上記有資格者は、平成27年9月22日に穴水町の工事現場で、同社の従業員が負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、労働者死傷病報告書を所轄の穴水労働基準監督署に提出しなかった。

平成30年2月1日、穴水労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで同社及び代表取締役を金沢地方検察庁に書類送検し、金沢地方検察庁は、同社及び代表取締役を同年2月28日に略式起訴した。

このことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第16号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712